

# 議会改革検討委員会日程（第10回）

平成28年10月17日（月）

午後1時30分 601会議室

## 1 検討課題の協議

- (1) 特別委員会の設置
- (2) 委員会資料の事前配布の検討
- (3) 委員会への資料提出のあり方

## 2 その他

税財政要望関係報告等について(平成27年度)

月	本会議	総務委員会	税財政要望関係報告等	当局側の動き
4月				原局局長会議、財政担当局長会議等で提案項目を選定
5月		05/25 (月) 所管理事務者の紹介及び事業概要の説明 所管事務の調査(報告) 平成27年度委員会視察について		
6月	第2回定例会	06/04 (木) 所管理事務者の紹介及び事業概要の説明 所管事務の調査(報告) 平成27年度委員会視察について	「平成28年度国の予算編成に対する要望」について	窓口・財政担当局長会議にて提案(案)が決定
		06/05 (金) 所管理事務者の紹介及び事業概要の説明 所管事務の調査(報告)		
		06/10 (水) 提案説明 所管事務の調査(報告)		
		06/18 (木) 提案説明		
		06/26 (金) 議案の審査 請願の審査		
		06/29 (月) 議案の審査 閉会中の継続審査及び調査の申し出		
7月		07/16 (木) 所管事務の調査(報告) 07/30 (木) 所管事務の調査(報告)	指定都市「平成28年度国の施策及び予算に関する提案」について	市長及び議長の確認の後、提案が確定
8月		08/27 (木) 提案説明 所管事務の調査(報告)		
		08/28 (金) 提案説明 陳情の審査 所管事務の調査(報告)		
		08/30 (日) 防災訓練		
9月				
10月	第3回定例会	10/07 (水) 議案の審査 陳情の審査 所管事務の調査(報告)	大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(平成28年度)について	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個別要望事項取りまとめ (各党共通、党派別)</div>
		10/08 (木) 議案の審査 請願・陳情の審査 所管事務の調査(報告)		
		10/09 (金) 議案の審査 陳情の審査		
		10/13 (火) 議案の審査 陳情の審査 閉会中の継続審査及び調査の申し出		
11月		11/05 (木) 所管事務の調査(視察)	11/02 (月) 税財政関係特別委員長会議(委員長出席)	
		11/06 (金) 所管事務の調査(報告)		
		11/12 (木) 所管事務の調査(報告)		
		11/13 (金) 所管事務の調査(報告)		
		11/19 (木) 陳情の審査 所管事務の調査(報告)	「平成28年度県の予算編成に対する要望」について	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">党派別要望行動 (各会派代表出席)</div>
		11/24 (火) 提案説明 陳情の審査		
		11/25 (水) 提案説明 請願の審査 所管事務の調査(報告)		
12月	第4回定例会	12/09 (水) 議案の審査 所管事務の調査(報告)		
		12/10 (木) 議案の審査 閉会中の継続審査及び調査の申し出		
1月		01/21 (木) 所管事務の調査(報告) 01/28 (木) 請願の審査 所管事務の調査(報告)		
2月		02/05 (金) 所管事務の調査(視察)		
		02/08 (月) 所管事務の調査(報告)		
		02/10 (水) 提案説明 所管事務の調査(報告)		
		02/12 (金) 提案説明 陳情の審査 所管事務の調査(報告)		
3月	第1回定例会	02/25 (木) 追加議案の提案説明		
		03/11 (金) 議案の審査		
		03/14 (月) 議案の審査 所管事務の調査(報告) 請願の審査 閉会中の継続審査及び調査の申し出		

## 特別委員会の設置について

### 川崎市議会委員会条例

(特別委員会の設置)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

### 議会運営の手引き

193 予・決算審査特別委員会を除く、他の特別委員会の設置については、委員会の名称、目的、構成、調査期間等を議会運営委員会で協議する。

#### 1 名称

目的に応じて決定

#### 2 目的

複数の常任委員会の所管にまたがる案件又は特に重要な案件で特別な構成により集中的に審査する必要がある案件など、常任委員会の運用ではその目的が達せられない場合に設置

⇒ 特別委員会に付議された案件は、常任委員会では審査ができなくなる。

⇒ 請願・陳情、議案の取扱いの整理

### 川崎市議会会議規則

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、(略)、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

(請願の委員会付託)

第92条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要であると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

#### 3 構成

(1) 委員定数

(2) 会派の割当て(無所属議員について)

(3) 正副委員長の選出方法等

※ 常任委員会の委員・正副委員長は、会派の所属議員数の構成比により割当てが決定されている。

#### 4 調査期間(設置期間)

特別委員会は、会期不継続の原則により、会期の終了により消滅するが、閉会中の継続審査の議決があれば、次の定例会まで審査を行うことができる。

なお、あらかじめ「審査が終了まで」と議決した場合は、審査が終了するまで存在することが可能

⇒ (その他の消滅時由) 議員の任期満了等